

1 香川県留置施設視察委員会について

- (1) 香川県留置施設視察委員会とは
「香川県留置施設視察委員会」(以下「委員会」という。)は、警察部外の委員からなる第三者機関として、警察の留置施設運営の透明性を確保するために「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、平成 19 年 6 月 1 日に香川県警察本部に設置されました。
- (2) 委員会の組織
- 委員会は、香川県公安委員会が任命する 4 人の委員（法曹、医療関係者等）で構成されています。
 - 委員の任期は 1 年で、再任が認められています。
 - 委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員です。
- (3) 委員会の任務・権限等
- 委員会は、留置施設の運営状況を把握するため、県下 12 の留置施設を視察し、その運営に関して留置業務管理者(警察署長)に意見を述べます。また、委員会は、留置業務管理者から
- ・ 留置施設の運営状況について、定期的に又は必要によりその情報の提供を受ける
 - ・ 視察時に被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

2 香川県留置施設視察委員会の活動状況

(平成 28 年 6 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日)

県下 12 施設中 7 施設に対して委員の視察を受けました。この際に被留置者 6 人との面接が行われました。

視察委員から、留置業務管理者に対して以下の意見が出され、これに対する措置を講じました。

- **【意見 1】**
被留置者が転倒等で負傷しないように、浴室の脱衣用棚及び女性室の部屋のロッカーの角に、コーナークッションを取り付けてはどうか。(1 施設)
【措置状況】
平成 29 年 5 月に、脱衣用棚及びロッカーの角にコーナークッションを取り付けました。
- **【意見 2】**
留置担当官の休憩室の畳が古いので、張り替えてはどうか。(1 施設)
【措置状況】
平成 28 年 8 月に、畳の張替えを行いました。